

# 国訳『大乘阿毘達磨雜集論』卷一刪補

研究員 櫻部 建

「国訳一切経瑜伽部十」に収められる『大乘阿毘達磨雜集論』の国訳は常盤大定・結城令聞両博士の労作である。玄奘の訳文をよく適確に假名混り文に読み下し、簡潔な脚註を附し、後学を益する所が多い。殊に、無著造『集論』の本文と积論の部分とを判然と区分し、後者は二字下げにして活字を組んである点は、読者にとつて至便である。その「解題」に云う——「本論は無著の造にして『大乘阿毘達磨雜集論』なり。之に師子覚の加へたる积論あり。本积両論を同糅して、混一たらしめたるを、安慧の糅論と為す。……糅論大いに可なりと雖も、史的研究を為さんとするに至りては、本积二論を判別するを最も然るべしと為す。之を為すに多少の困難あり（桜部註——『雜集論』中に引かれる本論は、現存別行『集論』の本文と必ずしも常に同一ではないから）と雖も、今初めて之を区分するを得たるは、訳者の欣快とする所なり」と。

この国訳が成された昭和十年と今日とは大いに事情が異なる。今日、われわれはAbhidharmasamuccayaのかなり部分のサンスクリット本文を有する外、Abhidharmasamuccayabhāṣyaのほぼ完全なサンスクリット本文を有し、

また、チベット語訳として *Abhidharmasamuccaya*, *Abhidharmasamuccayabhāṣya*, *Abhidharmasamuccayavyākhyā* の三つのテキストを自由に利用し得る幸いを得てゐる。 *Samuccaya* は英訳『集論』に当り、 *Vyākhyā* は同『雜集論』に当り、 *Bhāṣya* はほぼ「師子覚の加へたる釈論」というものに相当する。

いま、 *Bhāṣya* を、関連する梵・藏・漢の諸テキストと対照しつつできる限り正確に読解する作業を進める中で、ここに国訳『大乘阿毘達磨雜集論』卷一に幾分かの刪補を試みようとするのは、その国訳から多くの教示を得ながら、それが成された頃とは比較にならぬ恵まれた状況の中で研究をなし得る幸いを有する後学が、先学の勞に捧げる謝念の表明である。

p.(5). ㊦.8. 一切の法を証得すること自在にして' (= p.(6), ㊦.10)

㊦.9. 善權化導の不思議あり、 (= p.(6), ㊦.12)

㊦.10. 無量希有の勝功德あり、

㊦.11. 自と他と並との利の所依なる (= p.(6), ㊦.16, 17, 18)

㊦.16. 契経を悟ると及び解釈するとに由る。

p.(6). ㊦.13. 神通・記説・教誡の変現等なる無量の調伏の方便を以て、<sup>㉓</sup>

㊦.15. 尋思を超えたる数量無辺の種種の難行苦行よりの所生と無上の大悲と〔十〕力と〔四〕無畏等の

㊦.18. 身の義なり。体の義は差別なきなり。

p.(7). ㊦.4. 自性と因と果等の<sup>㉔</sup>

㊦.11. 〔本事分三法品には〕幾ばくと、何因なると、取と、相と、<sup>㉕</sup>

0.13. 義と、喩と、広分別とあり。

0.14. 「阿毘達磨」集〔論〕の総頌なり、<sup>7)</sup>

0.16. 幾ばくなりや、何因なりや等の諸の思択処に於て<sup>8)</sup>

p.(8), 0.15. 謂く識蘊なり。是れ身具等の<sup>9)</sup>

p.(9), 0.10. 取と合するを以ての故に<sup>10)</sup>

0.10. 所有る欲と貪となり。<sup>11)</sup>

0.11. 故に欲と貪とを説いて<sup>12)</sup>

0.11-12. 能く引くと捨てざるとの故なり。未來を希求すると現在に染着するとなる欲と貪とを取と名づく。<sup>13)</sup>

p.(10), 0.5. 色とは、謂く形・顕の差別なり。<sup>14)</sup>

0.17. 覚の義なり。自ら内に

p.(11), 0.7. 眼の曾と現とに色を見ると、及び此の種子の積集せると異熟なる阿頼耶識と、是れ眼界の

0.9. 眼の曾て色を見るとは、謂く<sup>15)</sup>

0.9-10. 現に色を見るとは、謂く<sup>16)</sup>

0.10-12. 及び此の種子の積集せると異熟なる阿頼耶識とは、謂く眼〔根〕の種子、或は唯積集す、当來

の眼根を引かんが為の故に。或は已に成熟す、現在の眼根を生ぜんが為の故に。<sup>17)</sup>

0.20- 色に似て了別すると、及び此の種子の積

p.(12), 0.1. 集せると異熟なる阿頼耶識と、是れ眼識界の相なり。<sup>18)</sup>

- p.(12), १.5. [其の所應に随ふとは] 謂く眼の当に色を見るべきと、及び此の種子〔の積集せると異熟せる〕等は、義に随ひて<sup>②</sup>
- १.12. 大種に由りて、諸の所造の色、相似相続して生じ、持して絶えざらしむるが故なり。<sup>②</sup>
- p.(13), १.4. 故に、作の所依の故に、作の相の故に、莊嚴の故に。<sup>②</sup>
- १.7-8. 若しは俱相違、若しは受の大種に因る(= १.12)、若しは不受の大種に因る(= १.12-13)、若しは俱の大種に因る(= १.13)、若しは世の<sup>②</sup>
- १.13. 謂く手・鼓等の声なり。世の所共成とは、
- १.20. 謂く、苦と酢と甘と
- p.(14), १.12-13 解脱静慮の所行境の色なり。<sup>②</sup>
- p.(15), १.2-3. 自体の故に、所依を集むる故に (cf. १.3)、
- १.7-8. 或は小〔想〕を、大〔想〕を、無量〔想〕を了し、
- १.9. 謂く、不善言説〔想〕と (= १.13)
- १.16. 小とは、謂く欲界なり、下劣なるが故に。<sup>②</sup>
- १.17. 大とは、謂く色界なり、増上なるが故に。<sup>②</sup>
- १.17-18. 空無辺処と識無辺処なり。辺際なきが故に。
- p.(16), १.4. 思に由りて善法を造る等と説けり。<sup>②</sup>
- १.6. 種種の行位に於て

p.(17), ㉔.4. 所依の諸根に、苦樂等の受の生起するに随順する変異の行相あり。<sup>㉔</sup>

㉔.20. 謂く慧に由りて法を〔簡〕択すれば決定することを得るが故なり。<sup>㉔</sup>

p.(18), ㉔.2-3. 謂く、実の有体に於て忍可する行信を起す。実の有徳に於て清淨の行信を起す。実の有能に於て希望の行信を起して謂く、我に力あり、能く得し能く成ず、と。

㉔.8. 諸の有情と苦と及び苦具とに於て、(= p.(19), ㉔.14)

㉔.10. 報と教と証とに由る智〔すなわち〕決択<sup>㉔</sup>を体と為し、悪行不転の所依たる

㉔.11-12. 謂く生得なると聞・思〔の所生なる〕と修の所生なるとの慧なり。<sup>㉔</sup>

㉔.13. 被甲と方便加行と無下と無退と無足とに心勇なるを体と為し、善品を成じ、満たすを業と為す。<sup>㉔</sup>

㉔.14. 勢有ると勤有ると勇有ると堅猛なると善への軛を捨せざるとを、<sup>㉔</sup>

㉔.15. 被甲に心勇なり等の諸句に

㉔.17. 止息し、身心調暢なるを体と為し、

㉔.20. 正勤ある無貪と〔無〕瞋と〔無〕癡とに

p.(19), ㉔.2. 謂く、〔無貪と無瞋と無癡とは〕正勤等を先と為すに

㉔.3. 諸の漏と及び漏の処なる所境界となり。<sup>㉔</sup>

㉔.4-5. 正勤ある無貪と〔無〕瞋と〔無〕癡とに依止し、雑染なる住と相違する心平等性・心正直性・心

無功用住性を体と為し、

㉔.10. 無瞋善根の一分なる心の悲愍を体と為し、<sup>㉔</sup>

ℓ. 11. 亦是れ仮なり。

ℓ. 20. 邪決定と疑と雑染の生起との所依たるを<sup>⑧</sup>

p.(20), ℓ. 3. 謂く愚癡は諸の煩惱を起すに由る。<sup>⑩</sup>

ℓ. 5. 亦実にて猶豫するを撰す。その所應の如く滅道〔二〕諦の撰なるが

ℓ. 6. 謂く決せざるは造修せざるに由るが故なり。<sup>⑩</sup>

ℓ. 10. 処中の行もて出離するを障ふるを以つて業とす。

ℓ. 12. 五取蘊とに於て等しく隨ひて觀じ、(cf. ℓ. 6, 8, 11, 14)

ℓ. 14. 諸の戒と禁と及び戒・禁の所依たる五取蘊とに於て等しく隨ひて觀じ、

ℓ. 15. 勞して果なきことの所依たる

ℓ. 19-20. 及び不善根の堅固の所依たるを業と為し、不善に生起するを業と為し、善に生起せざるを業と為す。

p.(21), ℓ. 2. 招く所の異熟なし等〔七〕

ℓ. 3-4. 異世に往来する作用を誹謗する<sup>⑩</sup>

ℓ. 5. 謂く世間に阿羅漢なし等〔七〕<sup>⑩</sup>

ℓ. 6-7. 増上の邪見に由る。一切種には非ず。

ℓ. 11. 五取蘊なる所知の無我の境に於て、<sup>⑩</sup>

ℓ. 12. 常と無常との差別を増益するは、

p.(22), ㉒.13-14. 設ひ是くの如く我の相を分別すること有らんも、亦理に

㉒.14-15. 色等無き我は、功用に

p.(23), ㉒.4-5. 我所見なるや。相應我所なる故に、隨轉我所なる故に、不離我所なる故に。

㉒.6. 相應我所とは、謂く

㉒.7. 彼と相應するに由りて、彼を有すと説くが故なり。隨轉我所とは、謂く

㉒.9. 不離我所とは、謂く

p.(24), ㉒.4. 体と為し、悔と不安住との所依たるを業と為す。

㉒.5. 此「の憂悔」に由りて、

㉒.7. 忿と恨とが先に居する

㉒.11. 安穩に住せざるを業と (cf. ㉒.8)

㉒.14. 不捨とは、慳吝の故に、所用にあらざる具をも、亦恒に聚積するに由る。

p.(25), ㉒.2. 或は少年・無病・長寿相に依り、或は隨一の

㉒.5-6. 謂く族性と色と力と聰と叡と財富と自在と等の事なり。

㉒.13. にして淨相を隨念するに心寂靜ならざる

㉒.19. 不信に由るが故に方便加行への樂欲あることなき

p.(26), ㉒.1. 為し、方便して善品を修するを障る。

㉒.7-8. 正しく觀察せざるなり。應作と不應作とを了知せざるを以つての故に毀犯する所多し。

ℓ. 16. 正しく善を修する時の〔悟〕沈と掉〔拳〕と味著となり。

ℓ. 19. 他をして己れに徳ある

p.(27), ℓ. 2. 我・我所〔執〕と及び我慢

ℓ. 5. 間雜とは、此より已後、此に由りて諸心の相續を間雜す<sup>④</sup>

ℓ. 7. 若しは依り、若しは入る<sup>④</sup>

ℓ. 8. 餘定に依り、或は餘定に入り<sup>④</sup>

ℓ. 12. 善或は不善或は無記にして、或は時に或は非時に、或は應爾(= P.(28), ℓ. 3)

ℓ. 14-16. 睡の因縁とは、謂く羸瘦と疲倦と身分の沈重と、闇相を思惟すると、諸の所作を捨つると、曾て数々此の時に睡眠を串習するとなり<sup>④</sup>。或は他の呪術神力の所引なり。或は扇を動かすに由りて涼風の吹く等なり。

ℓ. 17-18. 時には、謂く夜の中分なり<sup>④</sup>。非時とは

ℓ. 20. 所作を越失する依止たる

p.(28), ℓ. 2. 悪作とは、樂作と不樂作と、

ℓ. 2-3. 心の追悔を体と為す。

ℓ. 10. 或は思に依り或は慧に依りて尋求する意言なり<sup>④</sup>。心をして

ℓ. 12-13. 其の次第の如くなり。追求の行相ある意言の分別〔が尋〕なり<sup>④</sup>。

ℓ. 14. 或は思に依り或は慧に依りて伺察する意言なり<sup>④</sup>。心をして



0.16-17, 其の次第の如くなり。伺察の行相ある意言の分別〔が伺〕なり。<sup>6)</sup>

0.19. 尋と伺との二種は、行相あい類するが故に

p.(29), 0.2-3. (釈論の部分であるから、全体を二字下げる)

註

- ① 謂受用身自利最勝……、变化身者他利最勝……、自性身者……於自他利並為最勝。(大正三一・六九四C 20—26)
- ② mdo sde mam par bśad pa || 悟契絲 bstam bcos gan gi yan dag bsdu || 解釈 || 親承聖旨分別。
- ③ kun brjod pa dan rdsu 'phrul dan rjes su bstan pa'i cho 'phrul la sogs pa dpag tu med pa'i 'dul ba'i thabs kyis.
- ④ rlog pa dan dpyod pa las śin tu 'das pa.
- ⑤ no bo dan rgyu dan 'bras bu'i.
- ⑥ kati kasmāt.
- ⑦ kun las btus pa'i spyi sdom yin.
- ⑧ kati kasmād ity evam—ādīṣu cintā-sthāneṣu.
- ⑨ tadāśrayātmavastu vijñānam. tesām saparigraha……
- ⑩ ñe bar len pa dan ldan pas.
- ⑪ 'dan pa dan 'dog chags gan yin pa'o.
- ⑫ [ci'i] phyir 'dum pa dan 'dog chags ñid [ñe bar len pa shes bya she na.]
- ⑬ mion par 'grub pa dan yons su mi gtoñ ba'i phyir te, ma 'ons pa la 'dod pa dan da ltar la lhag par chags pa'i phir ro.
- ⑭ [evam caivam ceti] varṇa-saṁsthāna-bhedanī (kha dog dan dbyibs kyī bye brag go).
- ⑮ yena cakṣuṣā rūpañi dīśtavān.
- ⑯ paśyati.
- ⑰ yac ca tasya cakṣuṣo bījaṃ upacītam ālayavijñānam yata āyatāyāṃ cakṣur-nirvartīṣyate vaipākyaṃ ca yato nirvṛttam.

- 18 gzugs su snan bai r'vam par ri'g pa gañ yin pa dan. de'i sa bon bsgags pa dan. nam par smin pa'i kun gshi'nam par šes pa gañ yin pa. de mig gi nam par šes pa'i kham kyi mshan űid do.
- 19 lac ca yathāyogam itij yena cakṣuṣā rūpāni draṅkyati yac ca tadbjam ity evam ādi yojayitavyam.
- 20 sadṣōtpattikāle bhūtair upādāyarūpa-santānaśāyānuchedayogena sandhāraṇāi.
- 21 kriyā-saṁniśrayataḥ, kriyā-lakṣaṇataḥ maṅdanatāś ca.
- 22 gñi ga ma yin pa dan. zin pa'i byun ba chen po'i rgyu las byun ba (upāttamahābhūtahetuka) dan. zin pa ma yin pa'i 'byun ba chen po'i rgyu las byun ba (anupāttamahābhūhetuka) dan. de gñi gā (tad-ubhaya) dan. 'jig rien gyi....
- 23 vimokṣa-dhyānyī-gocarāṁ yad rūpaṁ.
- 24 a-vyavahāra-kuśalasya.
- 25 paritah kamadhātub, nīkṣītatvāt.
- 26 mahad-gato rūpadhātus. tata utkṣītatvāt.
- 27 yayā kuśalavāya cetayata ity-evam ādi.
- 28 indriyasya sukhādi-vedanōtpatty-anukūlo yo vikāras tad-ākārah.
- 29 prajñayā dharmān pravivcinvato niścayalābhāt.
- 30 satveṣu dukkhashāntyeṣu ca.
- 31 vipākato vā āgamato vādbigamato vā jñānaṁ pratisaṅkhyā.
- 32 upapatti-pratīlanbhikaṁ śrūta-cintā-mayam bhāvanā-mayam ca.
- 33 prayoga. つつじは『集論』はそれを「加行」とし、『雜集論』は「方便」とする。同じ語をまた『集論』『雜集論』ともに「修方便」とも訳し (cf. p.(26), 1.1, 1.14) 『雜集論』はまた「方便加行」とも訳す (cf. p.(25), 1.19)。
- 34 kuśalapakṣa-paripūrāṇa-pariniṣpādana-karmakāḥ.
- 35 anikṣiptadhuraḥ kuśaleṣu dharmeṣu.
- 36 savvīyakān alobhādveṣāmohān.
- 37 āsravā āsravasahāntvāś ca viśvvyāḥ.

- ③8 yā samkṛiṣṭa-vihāra-vairōdhiki cita-praśatātā cītasyaṅābhogāvasthitātā.
- ③9 adveṣaikaṃśikā karuṇatā.
- ④0 mīthyanisṛcya-vicikītsā-samkleśōṅipatisamniśraya (log par nes pa dan, the tshom dan, kun nas ñon mons pa 'byun ba i ren byed pa).
- ④1 mūdasya sarvaktieśapravṛtter iti.
- ④2 alabdha-niścayasyānārambhāt.
- ④3 sam-anu-√paś-yat ㊦ ㊧ ㊨ ㊩ ㊪ ㊫ ㊬ ㊭ ㊮ ㊯ ㊰ 「禁聲雖」 ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿.
- ④4 śīlam vṛatam śīlavratāśrayas ca pañcōpādānaskandhān.
- ④5 akūśale pravṛtti-karmikā.
- ④6 lokāntara-gamanāgamaṇa-kriyāyā.
- ④7 na santi loke 'hanta ity-evam-ādi.
- ④8 pañcaskandhātmake jāyete.
- ④9 aḥaivam-vidham ātmānam kaścit parikalpayet.
- ⑤0 a-rūpādika ātmā.
- ⑤1 sambandhātmīyatām upādāya. vaśavartanātmīyatām upādāya. avinirbhāgavṛtty-ātmīyatām cōpādāya.
- ⑤2 sā hi tat-samvandar tadvān bhavati.
- ⑤3 kaukrīyāsparśa-vihāra-samniśraya-dāna-karmakāḥ.
- ⑤4 asaṅgleho mātsaryeṅānupayujyamānānām apy upakaraṅgānām samniścayāt.
- ⑤5 ārogyam vā āgāmya yauvanam vā dirghāyuslakṣaṇam vā.
- ⑤6 kuḷa-bala-rūpa-medhā-buddhi-bhogaiśvaryādīkā.
- ⑤7 prayoga-cchandābhāvāt. ㊿ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿.
- ⑤8 kuśalapakṣa-prayoga-paripantthaka.
- ⑤9 vyavakīraṇa tad-ūrdhvam tena cītasamtānasya miśṛbhāvah.

- ⑥0 samāpadyamānāsya saṁśrayato vā.
- ⑥1 samāpaty-antarān vā samāpadyamānāsya yānāntarān vā saṁśrayataḥ.
- ⑥2 middha-nimitān tad-yathā dūrbalyaṁ, śramah, kāya-gauravaḥ, andhakāra-nimitāsyā manasikaraṇaṁ, sarvārambhaṇān adhyupekṣaṇaṁ, punaḥ punas tatkāla-nidrābhyāsaḥ.
- ⑥3 kala ti rātryā madhyame yāme.
- ⑥4 cetanāṁ vā nisrītya prāññān vā paryeśako manojalpaḥ.
- ⑥5 paryeśaṅkākarā manaso 'bhijalpanā vitarkaḥ.
- ⑥6 cetanāṁ vā nisrītya prāññān vā pratyavekṣako manojalpaḥ.
- ⑥7 pratyavekṣaṅkākarā manaso 'bhijalpanā vicārah.
- ⑥8 tāv eva vitarka-vicāraṁ sambadhyete.

補註

p.(11), ℓ.17 依色根増上力 「色」字に相当する語はチベット語訳になし。梵文寫本では、...adhipatyā (j)indriyādhipatyena...とあって欄外に *miti sūtr* と書き加えられているという。校訂者はそれによって...*ādhipatyam iti rūpindriyādhipatyena...*と読んでいる。「色根 rūpindriya」といえば、眼乃至身根を意味するが、この箇処ではむしろチベット語訳本文を採り、「依根増上力」(...*ādhipatyam, indriyādhipatyena...*)とすべきかも知れない。梵文校訂者が註に「チベット語訳は「*三*を欠く」とだけというのは正確でない」。

「外境生故」に続いて、チベット語訳のみ「自らの所依と所縁との別あり」の句を置くのは、梵文校訂者の註にいうとおり。

p.(13), ℓ.1. 方田 桜部建『仏教語の研究』八〇―八五ページ参照。

p.(13), ℓ.2. 此復三種、謂妙・不妙・俱相違色 チベット語訳では「俱相違」のあとに「顕色に似たるもの (kha dog dan 'dra ba)」を加えるから、四種である。

p.(13), ℓ.20 淡 『仏教語の研究』八五―八七ページ参照。

p.(14), ℓ.5. 由八因建立、謂相故…… 梵・藏本はともに「由八因」と「相故」とに当る句を欠くから、七因となる。しか

し、色・声・香の場合に準じて考えれば、「相故 (lakṣaṇa-tāh)」の語はあつてもよいであろう。

p.(16). ㊦.18. 何等名為餘心所法？ 答、所謂作意・触・欲…… チベット語訳は「また、これらは何であるか。思・作意・触・欲……」となっている。「これら」を、心相應行、すなわち、「受・想を除いた一切の心所有法」、を意味すると解したからである。

p.(18). ㊦.6.7. 有具、苦具 さきの「具」は upakaraṇa で道具の意。p.(24). ㊦.12.14 の「資生具」「非所用具」などの具も同じ。あとの「具」は具わるもの意に解すべきか。duḥka-sāhānyā-dharma を「苦具」と訳したのは、苦に於てあるもの、すなわち苦の具わつたものと解したのであろうか。チベット訳語は sdug bsnal gyi gnas kyi chos である。p.(19). ㊦.14 の「苦具」も同じ。

p.(19). ㊦.2. 由正勤等為先 「正勤等を先と為すに由りて」と読む外はないと思われ、それは梵文の vryāḍipūrvakatvāi に合致する。続く能修一切善法及防有漏、是故依此四法仮立不放逸の中の「及防有漏」と「四法」に当る句は梵文にはない。

チベット語訳では、この一節は「一切の善を修する先に正勤 (vryā) 等〔の四〕に赴くゆえに、これらに於て不放逸を仮説する」とあつてはば梵文に合する。「の四」は Bhasya のチベット語訳にのみあつて Vyākhyā にはなう。「四」とあればそれが正勤・無貪・無瞋・無癡を指すことは明らかであるが、梵文の中の「これらにおいて (tesu || 「依此」) は、あるいは、無貪・無瞋・無癡の三を指すとも解されるであろう。「及防有漏」の句は『集論』にある句をことさらに重出したのみである。

p.(23). ㊦.17. 依止現前不饒益相 『集論』では「於現前不饒益相」である。梵・藏本も単に於格で示して「依止」に当る語がなう。

p.(25). ㊦.12. 障毘鉢舍那為業 この句、梵・藏本に見えず、代りに「一切の煩惱・随煩惱の助伴たるを業となす」という句が置かれているのは不審である。「一切の煩惱」云々の句は、直前の無慚心所の定義の中に見えるものと同一で、あるいはそれが踏入れられたかと思われる。『集論』『雜集論』に見える「障毘鉢舍那為業」は、次の掉举心所の定義の中に見られる「障奢摩他為業」の句とあい應じており、まさしくここにあるべきものと思われるからである。